

# 令和4年度『まちの給水所』プロジェクト実施要領

## 1 目的

熱中症対策の一環として、区内施設・事業所等の協力のもと、外出時の飲料水等の提供や一時休息所を設置します。

## 2 事業概要

- (1) 子どもや高齢者等、暑さの厳しい夏の日中に外出した際に、体温の上昇や水分不足により熱中症にかかることのないよう、地域の身近な施設・事業所等で飲料水等を提供します。
- (2) 地域の身近な施設・事業所等を、外出時の一時的な避難場所として活用します。

## 3 実施内容・方法

### (1) 飲料水等の水分提供

来訪者の依頼により飲料水を提供。

常設コーナの設置、依頼により提供する(オーダー制)等、提供方法は施設・事業所毎に異なります。

※基本は水(水道水含む)の提供としますが、麦茶、緑茶、ジュース等の場合もあります。

水以外の飲料を提供する場合は、施設・事業所等はアレルギーの有無を必ず確認します。

### (2) 一時休息所の設置

施設・事業所の一部を、一時的な避難場所として活用。

## 4 対象者

どなたでも

## 5 実施場所

区内の協力を申し出てくれた施設・事業所等。

※協力施設・事業所等の入口(または、施設・事業所等の見やすい場所)に指定のポスターを掲示

## 6 実施期間

令和4年6月1日～9月30日

※熱中症対策強化月間として実施します。

※上記期間終了後、子どもや高齢者を含め、誰もが安心して外出できる環境の整備として、年間を通して継続いただける施設には、引き続き設置を依頼します。

## 7 実施時間

各施設等の営業日(営業時間内で設定)

※協力いただける施設・事業所等の実情に合わせ、実施時間を設定。

## 8 新型コロナウイルス感染拡大防止対策について

次の事項について厳守し、施設・事業者等の実施できる範囲で事業を行っていただきます。

- ・提供する飲料は、紙コップを使用し、使用後は廃棄をする。
- ・提供する際は、手指消毒(施設によっては検温含む)を行う。
- ・その他、マスクの着用や3密を避ける対策については、施設・事業所等のそれぞれのルールに基づき行う。

## 9 物品の提供

給水所を運営するにあたり、必要な次の物品を提供します。(希望者のみ)

※物品の提供を受ける場合には、「まちの給水所関係物品提供申請書」の提出が必要。

【提供可能な物品】 ウォータージャグ(給水ポット)、紙コップ、消毒液(数に限りがあります)

## 10 周知・公表

区社協ホームページにて、事業実施内容と協力施設・事業所名を公表。

※希望しない施設・事業所等については公表しません。

## 11 協力事業者の登録

「まちの給水所」実施連絡票を事務局(区社協)へ提出

## 12 その他

- ・協力施設・事業所等には、来訪者の体調が悪い場合、速やかに救急対応(通報等)をお願いしています。
- ・協力いただける施設・事業所については、区社協より、地区連合町内会または単位町内会、地区社協等へ報告(情報提供)します。

## 13 主催

[永谷地区] 永谷地区社会福祉協議会、東永谷地域ケアプラザ、芹が谷地域ケアプラザ

[区内(永谷地区以外)] 港南区社会福祉協議会 高齢者・児童・障害者・地域支援施設分科会

## 14 協力

港南区役所、区内9地域ケアプラザ

## 15 問い合わせ先

港南区社会福祉協議会

〒233-0003 港南区港南 4-2-8 3階

電話 045-841-0256 FAX 045-846-4117 <http://www.kounan-shakyo.jp>